

# 第239回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成 30 年2月7日(水)
- 2 場 所 広島県庁北館2階 第1会議室(広島市中区基町10番 52 号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 (1)広島県都市計画制度運用方針の見直しについて  
(2)都市政策部会の設置について  
(3)立地適正化計画の取組状況について
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課地域計画グループ  
(082)513-4117(ダイヤルイン)

## 6 議事録

### 目 次

1 開会 .....	1
2 議事 .....	2
第1号議案 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて.....	2
第2号議案 都市政策部会の設置について.....	10
報告事項 立地適正化計画の取組状況について.....	14
3 閉会 .....	17

## 第239回広島県都市計画審議会全体審議

### 1 開会

開会 14:00

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、第239回広島県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、まず皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、審議会次第、委員名簿、配席表、資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料1、参考資料2でございます。また、事前に送付した資料といたしまして、議案集、広島県都市計画制度運用方針、概要資料がございます。なお、広島県都市計画制度運用方針につきましては、本日お配りしております参考資料1と同様のものがございます。

本日お配りしております資料又は事前に送付しております資料について、不足などはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、御紹介いたします。恐れ入りますが、お手元の委員名簿を御覧ください。

前回の審議会以降で、新たに4名の委員の方に御就任いただいております。

まず、審議会条例第2条第1項第1号の「学識経験のある者」からの委員でございますが、平成30年2月1日付けで、新たに太田育子広島市立大学教授に御就任いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

(太田委員, 挨拶)

続きまして、審議会条例第2条第1項第2号の「関係行政機関の職員」からの委員でございますが、平成29年9月4日付けで、新たに川崎茂信中国地方整備局長に御就任いただいております。本日は代理の御出席となります。どうぞよろしく願いいたします。

失礼しました。本日は所要により御欠席となっております。(※川崎委員代理, 後に到着)

同じく、「関係行政機関の職員」から、平成29年8月15日付けで、新たに川中邦男中国運輸局長に御就任いただいております。本日は代理の御出席となります。どうぞよろしく願いいたします。

(川中委員代理, 挨拶)

同じく、「関係行政機関の職員」から、平成30年1月16日付けで、新たに石田勝彦広島県警察本部長に御就任いただいております。本日は代理の御出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(石田委員代理, 挨拶)

それでは、会の進行は、審議会運営規程第5条により、会長が「会の議長」となっております。塚本会長、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 それでは、審議に入らせていただきます。会の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席委員は18名でございます。(※川崎委員代理, 後に到着して19名)2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条により、この会は有効に成立しておりますことから、これより第239回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、杉原委員、吉田委員をお願いいたします。

## 2 議事

### 第1号議案 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて

○塚本会長 では、議案の審議に入ります。

本日は、付議案件が2件と、事務局からの報告事項が1件でございます。

それでは、第1号議案及び第2号議案につきましては関連のある内容ですから、あわせて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市圏魅力づくり推進課の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案集3ページをお開きください。

第1号議案は、「広島県都市計画制度運用方針の見直しについて」でございます。これは平成14年3月に策定しました「広島県都市計画制度運用方針」を社会情勢の変化等に対応し、約15年ぶりに見直しを行うものでございます。今回の見直しにあたりましては、都市づくりの目標や、県の都市計画の基本方向など、基本的な考え方に関する部分を、魅力ある

地域環境の創出に向け都市圏の活性化と中山間地域振興の総合調整を行っております地域政策局の都市圏魅力づくり推進課が、具体的な都市計画制度の運用に関する部分を都市計画課が、主として担当することとしています。双方で連携をしながら、見直しを行っていくこととしています。

ここで、このたびの見直しを行うこととした背景となる社会情勢の変化等について私のほうから説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。現運用方針を策定しました平成14年3月以降の社会情勢等について具体的に御説明します。

はじめに、(1)人口減少、超高齢化社会の進行によって開発圧力が低下し、都心部でのスポンジ化が顕在化しつつある状況について御説明します。

グラフを御覧ください。青色で示しているグラフは、全国の人口の推移を示しています。赤色で示しているグラフは、広島県の人口の推移を示しています。縦軸に人口を千人単位で示しております。横軸は平成元年から平成26年までの時間の経過を示しています。現運用方針が策定された平成14年のころは、全国的には人口が増加し、本県においては人口がほぼ横ばいで推移しております。また全国の人口がピークを迎えた平成20年ごろから、本県の人口減少は拡大傾向となっております。こうした人口減少、超高齢社会の進行によって、都市中心部においても低密度化が進み、空き家や未利用地が顕在化しつつあります。

これらの課題としては、人口減少、高齢化が急激に進行する一方で、市街地の規模は変わらないため、都市中心部においても未利用地が増加し、都市のスポンジ化が顕在化しつつあります。特に中山間地域の都市部におきましては、日常生活サービスの低下やコミュニティ機能の低下、生活交通機能の維持、インフラの非効率化等の課題が深刻化しており、コンパクトなまちづくりを進めていくことが求められています。

続きまして(2)東日本大震災や本県の豪雨災害を契機とする安全な市街地に対する住民意識の高まりについてでございます。

写真は、平成26年8月20日に発生した広島豪雨による土砂災害の発生状況でございます。このように斜面地に隣接して家屋が立ち並んでいる地域では、土砂災害等が発生した場合、大きな被害を受けることが考えられます。さらに、近年では、雨の降り方が局地的・集中的・激甚化している傾向にあり、土砂災害等の発生の危険性も高まっています。

右上のグラフを御覧ください。1時間降水量が50ミリ以上の年間発生回数をグラフにしたものでございます。1976年から1988年までの平均発生回数が175回、1989年から2002年までの平均発生回数が199回、2003年から2015年までの平均発生回数が235回とな

っており、年々増加傾向となっております。

これらの課題としては、災害リスクの高い地域に市街地が存在している状況等が顕著になり、脆弱な都市構造が浮き彫りになってきています。また、安全な市街地に対する住民意識の高まりとともに、災害リスクの高い地域における災害リスクを低下させ、被害を最小限に止めることが求められております。

続きまして(3)良好な景観形成や地域の個性を活かしたまちづくりなど、都市へのニーズが多様化している状況について御説明いたします。

写真は、景観形成の取組みとして、ファサードの整備、無電柱化、道路の美装化などの取組事例について、整備の前後の写真です。竹原市や庄原市などでは景観形成の取組みが進められている状況でございますが、一部の地域での取組みとなっております。

課題としては、未利用地の増加による景観悪化や氾濫する広告物等により、まちなみや景観を損ねている場合があります。また地域の有する特性や魅力など、地域の個性が活かし切れていないといった状況もあることから、多くの人を引き付ける、地域の個性を活かした魅力溢れる都市づくりを進めることが求められております。

以上が社会情勢の変化等の状況でございます。このような社会情勢の変化等に対応し、広島県都市計画制度運用方針の見直しを行うものでございます。

それでは、議案の具体的な内容について、都市計画課長から説明いたしますので、説明者を交代します。

**○事務局(都市計画課長)** 都市計画課長の菅島でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案の具体的な内容について御説明します。説明は本日お手元にお配りしております資料により行います。まず資料2を御覧ください。

始めに、「1 広島県都市計画制度運用方針の概要」について、(1)運用方針の目的から御説明します。運用方針は、本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の明確で積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、県の都市計画の運用に活用させることを目的として、平成14年3月に策定したものでございます。

続きまして、(2)運用方針の位置付けについて御説明します。この方針には、県が行っている都市計画の制度運用の仕組みや枠組み、考え方など、基本的な事項を定めており、県が決定することとなる「広域的観点から見た将来像を示す都市計画区域マスタープラン」や「個別都市計画」等を、これに基づいて検討・策定することとしています。また、都市づくりの

パートナーである市町に対して、この運用方針は、都市計画に関して県が行う技術的な助言の基本方針として、市町が決定することとなる「各市町の将来像を示す市町都市計画マスタープラン」と「個別の都市計画」等における連携と協働を支えていくものとして位置付けています。

続きまして、(3)現運用方針の基本的な考え方について御説明します。平成14年当時は、本県の都市づくりの基本目標として、「成熟社会に対応した分権・誘導型の計画的な広域都市づくり」の推進に向け、都市づくりの基本的な視点ごとに次の3つの目標を掲げ、その実現に向けた都市計画制度の一貫した運用を図ることとしています。

1点目は、都市の構造に関する目標として、市街地の拡散を抑制した都市構造の構築を掲げ、既存の市街地内を中心とした基盤施設の効率的な整備の推進、都市機能集積効果の維持・強化及び自然環境との調和や保全を図るため、市街地の拡散を抑制した都市構造を構築することとしています。

2点目は、都市づくりの手法に関する目標として、都市像の明確化とその透明かつ計画的・効率的な実現を掲げ、都市づくりの主体の多様化等に対応し、都市づくりの透明化・効率化を図るため、目指す都市像を地域社会の合意として明確化するとともに、その都市像の具体化においても、段階的な合意形成や計画の適時・適切な見直しなどにより、円滑に実現することとしています。

3点目は、都市づくりの主体に関する目標として、地域主体の総合的なまちづくりの実現と広域連携の確保を掲げ、地域の個性や文化の育成をはじめとする地域の実情への柔軟な配慮の要請等に対応し、住民を含む地域が主体となって総合的できめ細やかなまちづくりを推進するため、市町の主体性を強化・確立するとともに、その施策の広域的な連携と整合性を確保することとしています。

このように、運用方針は、①で都市の構造、②で都市づくりの実現手法、③で都市づくりの主体を位置付け、それぞれの目標に対して都市計画制度をどのように運用していくのかを整理したものでございます。

その下にお示しするのが、これらを体系的に整理したものでございます。資料2の2ページ目を御覧ください。2 現運用方針において、見直しが必要と考えられる事例について御説明します。ここでは、現運用方針を策定した平成14年以降、社会情勢の変化等により、具体的に現運用方針のどのような内容について見直しが必要となるのかを、事例1から事例4までの具体的な事例でお示ししながら、御説明します。

それでは、(1)現運用方針に記載がありますが、情勢変化に対応できていないと考えられる事例として、事例1から御説明します。広島県都市計画制度運用方針の第3章第1項第1号に関する記述の抜粋でございます。ここでは、市町村合併を踏まえた都市計画区域の再編等について規定しています。下線部①につきましては、合併の進行にあわせた市町村の意向を踏まえた都市計画区域の再編についての記載でございます。下線部②につきましては、市町村合併等により、都市計画区域の外側で新たな開発動向が発生した地域や、新たな都市計画区域の指定要件を満たすこととなった地域に対して、市町村の意向に基づき、都市計画区域の拡大や新規指定を検討することについての記載でございます。

現運用方針策定時の状況でございます。現運用方針を作成した平成14年当時は、市町村合併に伴う都市計画区域の再編や、人口増加等を踏まえた都市計画区域の拡大等について記述されています。現在の状況は、①に対する情勢変化等として、現運用方針を策定した平成14年以降、市町村合併が進んでおり、平成18年3月に神辺町が福山市に編入されて以降は市町村合併の動きはございません。また市町村合併に伴って平成25年度までに都市計画区域の再編を行ったところでございます。しかしながら、合併後10年以上経過しており、合併直後と比較すると、地域の情勢に変化が生じているところもあり、新たな都市計画区域の再編の考え方が整理されていません。続きまして、②に対する情勢変化等です。今後の急激な人口減少社会の到来に向けた都市づくりの方策となっておらず、都市計画区域の縮小や廃止についての考え方が整理されておりません。続きまして、事務局の考え方をお示ししています。市町合併から10年以上が経過し、人口減少社会に対応するため、都市計画区域の設定に関して、再編、縮小、廃止等の考え方について検討する必要があると考えています。

続きまして、事例2でございます。広島県都市計画制度運用方針の第3章第1項第2号に関する記述の抜粋でございます。ここでは、市街化調整区域における開発許可制度について規定しています。都市計画法では、市街化区域と市街化調整区域とに区分する区域区分制度がございます。市街化区域は計画的に市街化を図る区域、市街化調整区域は市街化を抑制する区域とされており、市街化調整区域では、原則、建築物の建築や開発については行うことができません。このことから、市街化調整区域での開発許可制度の柔軟な運用を図ることを目的として、方針を整理したものでございます。下線部③は、市街化区域から一定距離内にある50戸以上の建築物が連たんした既存集落で、一定の基盤施設の充足がある地域に、区域を限定して立地基準を緩和することについての記載でございます。

現運用方針策定当時の状況ですが、平成14年策定当時は、区域区分線の内外で規制の変化がきわめて大きいこと等の課題改善に向けた対応として、市街化調整区域における一定の区域内で、開発を許容する制度について記述したものでございます。現在の状況でございますが、③の情勢変化等として、人口減少社会に対応した集約型都市構造に向け、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する方向へ転換されています。しかし、市街化区域の縁辺部においては、依然、開発を許容する方針となっています。

下にお示しする図を御覧ください。イメージ1については上記③の記述について、市街化区域の縁辺部で開発が進んだ区域でございます。赤の矢印は、市街化区域の縁辺部から開発が外に向かっていくイメージを示しています。イメージ2については、集約型都市構造に向けて、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保することについてイメージ化したものでございます。青の矢印は、市街化区域内で拡散した市街地をコンパクトにしていくイメージを示しています。

続きまして、事務局の考え方をお示ししています。人口減少社会に対応するため、市街化調整区域における開発許可制度の適切な運用について検討する必要があると考えています。

続きまして、資料2の3ページを御覧ください。(2)現運用方針に記載がないことから、新たに追記する必要があると考えられる視点について御説明します。この事例3及び事例4につきましては、都市の構造に関する目標に関連するものでございます。

事例3、防災都市づくりの視点について御説明します。現運用方針策定の平成14年以降の情勢変化等でございます。災害リスクの高い地域に市街地が存在している状況等が顕著になり、脆弱な都市構造が浮き彫りとなってきています。安全な市街地に対する住民意識の高まりとともに、災害リスクの高い地域における災害リスクを低下させ、被害を最小限にとどめることが求められてきています。続きまして、事務局の考え方です。災害に強いまちづくりを実現するため、土地利用の規制・誘導、都市構造の改善、防災に関する普及啓発などを推進することが重要であり、都市計画制度を活用した方策を検討する必要があると考えています。

続きまして事例4、都市景観づくりの視点について御説明します。現運用方針策定の平成14年以降の情勢変化等でございます。未利用地の増加による景観悪化や氾濫する広告物等により、まちなみや景観を損ねている場合がございます。地域の個性が活かしきれていないといった状況から、多くの人を引き付ける、地域の個性を活かした魅力溢れる都市づくりを



進めることが求められてきています。続きまして、事務局の考え方です。都市の魅力を高めて、快適に暮らせる都市づくりの実現に向け、都市景観形成の推進、地域の個性を活かした都市づくり、市街地内の自然・農地の保全等を推進することが重要であり、都市計画制度を活用した方策を検討する必要があると考えています。

続きまして、(3)見直し又は新たに追記する視点を体系化したイメージ図でございます。現運用方針で規定する内容が、社会情勢の変化等に対応できなくなっているのが事例1及び事例2でございます。また現運用方針で記載がないことから、新たに追記する必要がある視点が事例3及び事例4でございます。このたび御説明した事例は、一部を抽出したものでございますが、この事例以外にも、見直し作業を進める中で、詳細に検討を行っていく必要があると考えています。

続きまして、資料3を御覧ください。「広島県都市計画制度運用方針」の見直しに係る都市計画関連法の改正状況について御説明します。平成14年の現運用方針策定以降の都市計画関連法制の改正状況について整理したものでございます。

資料3の2ページ目を御覧ください。都市計画関連法制の改正状況を、都市計画の権限移譲、都市計画の手続き、開発許可制度、土地利用・まちづくり、再開発の項目別に体系的に整理したものでございます。この表により、運用方針の策定以降にあった大きな法改正について御説明します。

それでは、権限移譲における法改正について御説明します。平成23年に都市計画の権限移譲の改正としては、これまで県が都市計画を決定していました用途地域等を、市町が独自に決定できるようになりました。また政令指定都市である広島市においては、これまで県が決定していました市街化区域と市街化調整区域の区域区分を広島市が決定できるようになりました。このことは、現運用方針で市町を計画主体に置いた仕組みづくりを施策とし、まちづくりの現場に最も近い市町が都市計画の決定の中心となる主体となり、市町の区域を超える広域的・根幹的な計画に限り県が決定するといった、現運用方針に沿った法改正でございます。

続きまして、都市計画手続きの法改正について御説明します。これまで都市計画は、県や市町が都市計画の案を作成し、都市計画を決定していましたが、平成14年の法改正により、土地所有者やまちづくりNPO等が自ら都市計画の案を作成し、県や市町に提案できる都市計画提案制度が創設されました。これにより、都市計画決定する県や市町に対して、住

民自らが提案できることとなり、都市計画に住民が参画できるようになりました。

続きまして、開発許可制度の法改正について御説明します。平成18年度に開発許可制度の大きな改正があり、市街化調整区域における大規模な開発を行う開発許可制度が廃止されました。また、開発許可が不要であった病院等の公共公益施設について、開発許可の対象となりました。

続きまして、土地利用・まちづくりについての法改正について御説明します。平成16年度に地域地区において景観地区が追加され、積極的に良好な景観形成を図ることが可能となりました。平成26年には立地適正化計画制度が創設され、コンパクトなまちづくりに向けた取組みが可能となりました。平成27年度に、都市農業振興基本法が創設され、都市部の農地は、従来、宅地化すべきものとされていましたが、都市にあるべきものに転換されました。

続きまして、再開発についての法改正について御説明します。平成14年に都市再生特別地区が創設され、広島駅南口の再開発に代表される、建築物の高度利用を図る市街地再開発事業が可能となりました。

以上のように、平成14年以降、様々な法改正があり、これらの改正点についても、運用方針の見直しが必要であると考えています。

続きまして、資料3の3ページ目を御覧ください。「広島県都市計画制度運用方針」の見直しにかかる上位・関連計画について御説明します。「広島県都市計画制度運用方針」に関連する計画として、国が示す①「国土のグランドデザイン2050」では、人口減少社会、巨大災害等に対する危機意識を共有した国土づくりの理念・考え方として、コンパクト・プラス・ネットワーク等について示しています。同様に、②「国土利用計画」では、国土利用計画法に基づいた総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項を定めております。次に③「国土形成計画(全国計画)」では、人口減少社会、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化を踏まえた国土づくりの方向性を示しています。そのほかにも、④「中国圏広域地方計画」、⑤「国土強靱化基本計画」、⑥「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、⑦「都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画」が挙げられます。

また、広島県が策定している関連計画として、⑩「ひろしま未来チャレンジビジョン」、⑪「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、⑫「社会資本未来プラン」、⑬「広島県強靱化地域計画」、⑭「広島県土地利用計画」、これらの関連計画の要旨からキーワードを抽出したものを右側に示していきまして、上から、全国的な社会情勢・課題、広島県の社会情勢・課題、広島県の特徴・資源・強み、求められる都市の姿、求められる取組みの方向について整理し

たものでございます。これらの関連計画は、先ほど御説明した社会情勢の変化を踏まえた計画となっていますので、今後、このような項目について、調査・検討を進めていくことで、見直し作業を進めていきたいと考えています。

## 第2号議案 都市政策部会の設置について

続きまして、関連しますので、第2号議案の説明をさせていただきます。議案集の7ページを御覧ください。

第2号議案は、「都市政策部会の設置について」でございます。これは、第1号議案に関連し、県が見直しを行う運用方針について、審議会の意見を反映させようというものでございまして、この答申の取りまとめにあたっては、種々の分野にまたがる専門的な検討及び議論が必要になることから、部会を設置するものでございます。

資料4を御覧ください。A3の資料4です。都市計画制度運用方針の見直しの進め方についてでございます。

(1)進め方について御説明します。①運用方針の見直しは、現運用方針の策定時と同様に、広島県都市計画審議会へ諮問し、答申を踏まえた内容としたいと考えています。下に枠で囲った部分に運用方針の抜粋を掲載していますが、今後の充実と見直しの項目として、「今後、この方針に基づいて具体的な都市計画の検討を進めていく中で、新たな課題への対応や、方針内容の充実等が必要になった場合は、随時、この方針に加え、その充実と機能強化を図ることとしており、都市計画法の抜本的な改正などの、この方針の前提となる条件について、大きな変化が生じた場合にも、必要に応じて方針内容の見直しを行うこと」としています。なお、この方針を変更する場合には、変更事項について、あらかじめ市町村等の意見を聴いたうえで行うものとし、さらに、方針内容について全面的な見直しが必要となった場合には、その見直しの方向について、広島県都市計画審議会の意見を聴いて行うこととする、としています。また②ですが、この答申の取りまとめにあたっては、種々の分野にまたがる専門的な検討及び議論が必要になりますことから、都市計画審議会に部会を設置し、調査を進めるものでございます。下に枠で囲った部分に、部会の設置根拠として、条例及び運営規程の抜粋を掲載しています。広島県都市計画審議会条例第9条では、「この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。」、広島県都市計画審議会運営規程第14条では、「特別の事項及び専門の事項を調査するため

審議会の議決により部会を置く。」、としています。なお、ただいま御説明した①、②の進め方でございますが、①に対応するものとして第1号議案、②に対応するものとして第2号議案となっております。

続きまして、(2)検討組織(案)でございます。①の検討組織の体制について御説明します。現運用方針策定時の組織を参考とした事務局案は下のおりでございます。下の体系図は、平成14年に現行の運用方針を策定した際の組織を参考として、庁外組織、庁内組織、県内市町、事務局の関連性を図でお示ししています。事務局は、庁内関係部局及び県内市町との総合調整や意見集約等を行い、部会へ資料を提示してまいりたいと考えております。また②都市政策部会の委員の構成についてでございます。現運用方針策定時の部会構成員を参考とした事務局案でございます。左が策定時の部会の構成員、右が見直しにかかる部会の構成員の事務局案でございます。事務局案としましては、現運用方針の見直しを行う部会でございますので、策定時を参考にし、現都市計画審議会の委員のうち、学識経験者(1号委員)、国の行政機関(2号委員)、市町の長(3号委員)を構成員としています。なお、今後見直しを進めていくうえで、外部からの意見等が必要になった場合は、必要に応じて会長と御相談のうえで検討したいと考えております。

続きまして、(3)今後の予定でございます。本日、部会の設置について同意いただけました場合は、これ以降、部会を中心として検討していただき、段階的に審議会に報告しながら、平成31年度上半期には答申をいただけるよう整理してまいりたいと考えています。

以上が第1号議案及び第2号議案の説明でございます。

○塚本会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明は、内容としましては2つの議案でございます。

1つめは、そもそも、この都市計画制度運用方針の見直しを行うことを、この場で認めていただけるのか、ということだと思います。そして、なぜ見直しをしなければならないかについて、先ほど縷々<sup>るる</sup>説明をいただいたと思います。一つ一つはもったもな事だと思いますけども。

まずは、都市計画制度運用方針の、資料4の進め方の1番のところ、方針内容について全面的な見直しが必要になった場合は、その見直しの方向について広島県都市計画審議会の意見を聴いて行くと、ここが根拠でございますね？ そういうことでございますので、全面的な見直しが必要になったという判断のもとに、その見直しの方向について、この場でお諮りいただいているという流れだと思います。

いまの内容につきまして、そもそも見直しは必要ないという方はないとは思いますが、いま御説明いただいたことについて、なぜなのか、どういうことなのかも含めまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○**杉原委員** この平成14年の運用方針ですが、大体、何年先までといった予定を持って作られた、決められたものなのでしょうか。

○**事務局** 具体的な、何年先までを見込んだ目標というのは、都市計画のマスタープランにおいては、定めるのですが、この運用方針は、その前段となる大きな考え方でございますので、特に何年先を見据えて、というような示し方はしておりません。

○**杉原委員** そうすると、今回の議案のように、必要が生じたときに、適宜、必要な部分を改正していくという形で運用される、ということによろしいのでしょうか。

○**事務局** はい、先ほどの運用方針の抜粋にありましたように、大幅な情勢変化等によりまして、大きな改善が必要だと考えられるということで、御提案させていただいております。

○**塚本会長** ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○**藤原委員** 質問というより、お願いになるかもしれませんが。資料2の2ページ目に、わかりやすい事例1、事例2というのが載っています。左側は、今後のことを見越した制度改定を提案されているように思います。右側は、現状の問題に対する課題解決ということで、制度改定を検討しようという御提案だと思います。これから起きることと、いま困っていることの二つが連携するはずなので、そこのところが、この2つの事例の間で齟齬がないようにしていただきたいというのが一つです。

もう一つは、県の都市計画審議会なので仕方ないのかもしれませんが、人の暮らしの生活範囲ということ考えたとき、今の時代、「県境」というのが、なかなか、<sup>めい</sup>明にあってないようなものになってくるように思います。例えばバスの運行範囲は県をまたいで運行しているところも多いですし、1日生活圈という考え方でいうと山陰・山陽関係ないような移動もございます。ここは県の審議会なので、広島県にとって必要なことを定める場でいいと思いますが、5県の知事会等を通じて、この検討結果をうまく情報交換しながら、他の県との連携も取っていただきたい。そして、できれば中央に向けて、法改正の根拠、きっかけ作りをしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○**塚本会長** ありがとうございます。非常に大事な御意見だと思います。

○**事務局** ありがとうございます。まず、言われましたように、第1点目、左側、右側の事例に齟齬がないようにということで、言われますように、まず左側、ここに大きく書いてありますの

は、今まで拡大傾向にあった都市をどうしていくかという形の都市計画の運用から、むしろ今後の人口減少社会に対して、都市計画の縮小とか廃止まで含めた大きな改変を新たに考えていく必要があるのではないかというものでございます。右側は、今言われましたように、現在の調整区域の開発という制度自体に対して、このままでいいのだろうかということでありまして、もちろん根本となるのは人口減少社会に向けた集約型都市構造をどう作っていくかというような、課題が一緒の所だと思っておりますので、当然、齟齬がないように進めてまいりたいと思っております。

また県境の話ですが、これまでもあまり他県との連携は、審議会の中ではやってきていませんが、言われますように、広島県だけで完結しないような問題がありましたら、必要に応じて、何らかの連携なり連絡・調整なりを取りながら進めることは必要だと考えております。そのように考えてまいります。

○塚本会長 ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

それでは、大方の御意見としては、見直しを進めることは必要であろうと。そういう前提の中で、それでは進め方として部会を設けるという形で、今お示しいただいたような方向なり手法をもって進めていきたいということが第2号議案であろうと思っております。このことにつきまして、何か御意見等ございましたらお願いします。

○宮委員 部会の中で、専門的かつ具体的に自由闊達な意見交換をするというのは大変いいと思いますが、ちょっと後学のために教えていただきたいと思っております。部会の構成で、1号委員が事務局案は8名中8名ということですが、平成14年の見直しの際は、1号議員が何人いらっしゃって5名にしたのか、そのことについて、8名全員の御参加をいただいた方がよいということに至った理由もお示しいただければわかり良いかと思っておりますので、お願いします。

○事務局 申し訳ありません、前回の14年当時、ここに学識経験者を5名としていますが、実際、まだ人数がおられた中で限定した5名を委員会としておりました。その選定の根拠というのが、今ちょっと明確にできないのですが、今回につきまして、私どもが考えているのは、学識経験者はそれぞれ様々な分野から入っていただいているわけであり、当然、全部の観点から見ていただいて、御意見をいただきながら、たたき台を作っていくと考えておりますので、そこで選定して厳選することは考えていません。

○宮委員 すいません、質問が悪かったかもしれません。だから14年の際は、それより多かった1号委員の方から5名を選抜したという実績があるわけで、そういう選抜した理由があっ

たはずなのです。今回はないということでしょう。それについて、どういう考え方で整理がなされたのかというところをお示しいただきたいのです。もう少し言えば、昨年末時点で1号委員は7名でした。今回8名になっていますから、部会を作るために1号委員が8名になったと見られなくもない。そこを我々としてもすつんと胸に落としておきたいということなのです。のちほどでも結構でございます。

○事務局 すみません、前回の選定の経緯につきましては、今、確認できないのですが、今回の委員につきましては、部会を作るために人数をどうこうではなく、あくまでこれは正規に人数に入っていた中、皆さんに入っていたきたいというものです。あと、前回のことがわかりましたら、何らかの場で整理させていただきたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしゅうございますね。

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。ほかに特にないようですので、この第1号議案及び第2号議案につきましては原案通りと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○塚本会長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第1号議案及び第2号議案は原案通りといたします。

以上ですべての議案は終了いたしました。

ここで事務局から報告事項がございますので、説明をお願いいたします。

#### 報告事項 立地適正化計画の取組状況について

○事務局 それでは報告事項としまして、立地適正化計画の取組状況について御説明いたします。

はじめに、立地適正化計画制度について御説明します。多くの地方都市の現状として、急激な人口減少や少子高齢化を迎えるにあたり、人口密度の低下による拡散した市街地の進行が予想され、医療、福祉等の生活サービス維持の困難、公共交通の縮小・撤退による生活サービスの低下や社会保障費の増加、公共施設の老朽化による厳しい財政状況など

が懸念されています。こうした状況のもとで、都市を持続可能なものとするために、生活サービス機能と居住を集約・誘導して、人口を集積し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを再構築することで、低密度で拡散化した都市構造を、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型へ転換していく必要があります。

コンパクトシティに取り組むことで、どのような効果が期待されているのか、例を挙げて説明します。1点目は、生活利便性の維持・向上等です。生活サービスの機能の維持や、高齢者の社会参画を促すことにより、高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境づくりが図られます。2点目は、行政コストの削減等です。インフラの維持管理の合理化や、行政サービスの効率化を促すことにより、財政面でも持続可能な都市経営が確保されます。ほかにも事例はありますが、主体となる市町にとって、バランスのとれた持続可能なまちをどう作っていくかの観点に立って考えることが必要となります。

コンパクトシティに関しては、市町の都市計画マスタープランに位置付ける都市が増えていく一方で、多くの都市ではその具体策を作成していないのが現状です。そこで、コンパクトシティに関する具体的な施策を推進するため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、医療や商業などの都市機能や居住機能の集約を誘導することで、コンパクトシティに向けた取組みを推進しようとするものです。

次に、立地適正化計画の概要について御説明します。スライドに示しております黒の太線は都市計画区域を、青線は市街化区域又は用途地域を表しています。立地適正化計画は、都市計画区域において作成することができ、市街化区域の内側に黄色で示された都市機能誘導区域と、これを取り囲む赤色部分の居住誘導区域を定める必要があります。都市機能誘導区域には、生活サービス機能を誘導するエリアと、このエリアに誘導する医療・福祉・子育て支援、商業、行政などの誘導施設を設定します。居住誘導区域は、居住を誘導し、人口密度を維持するエリアを設定します。これらの区域については、誘導する施設の整備や、居住と都市機能の集約をゆるやかに誘導していくことを定めます。なお、都市機能誘導区域と居住誘導区域を交通ネットワークで結ぶことにより、公共交通を軸とするまちづくりを推進することとなります。立地適正化計画制度の説明については以上です。

続きまして、広島県内の立地適正化計画の取組状況について説明します。

まず県内において、現在計画を策定し、公表している府中市と三原市の計画の概要について御説明します。



スライドは府中市の中心部を示しています。市では、府中駅を中心としたエリアに都市機能誘導区域を設定しています。都市機能誘導区域への誘導施設については、交流機能や生活利便機能を持つ地域交流センターや道の駅等を定めています。また、居住誘導区域については、災害の危険性がある区域等を除く市内のまとまった規模の平地部で、車を利用しなくても暮らせるエリアとしています。

続いて三原市です。市では、備後圏都市計画区域と、本郷都市計画区域を有し、三原地域と本郷地域にそれぞれ都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定しています。スライドは三原市の中心部を示しています。都市機能誘導区域については鉄道駅を中心とした範囲とし、三原駅を中心としたエリアを、誘導施設については、市の中心市街地としての役割を担うことから、その高次都市機能として、駅前に建設予定の図書館及び人が集まりにぎわいにつながる民間施設との複合施設等を設定しています。また居住誘導区域については、災害リスクの高い区域等を除く、徒歩や自転車、路線バスにより、都市機能誘導区域へのアクセスが高いエリアとしています。

スライドは、同じく三原市の本郷地域を示しています。各誘導区域の考え方は三原地域と同様、都市機能誘導区域については本郷駅を中心とした範囲、居住誘導区域については、災害リスクの高い区域を除く、都市機能誘導区域へのアクセスが高い、などのエリアを設定しています。誘導施設については、日常生活に必要な都市機能を持つ市役所支所や、地域子育て支援センター等を定めています。なお、府中市、三原市ともに、誘導区域外についても地域の拠点の維持や、拠点間ネットワークを確保することとしています。

次に、本計画策定に向けた、県内市町の取組状況を御説明します。スライドは、市町の計画の公表予定時期を示しています。県内においては、現在20の都市計画を有する市町のうち、8市町が計画の策定に取り組んでおり、先に御説明したとおり、府中市と三原市が公表しています。今年度中には竹原市と東広島市、廿日市市が公表する予定であり、今後、広島市、呉市、福山市が順次公表することとなっています。

最後に、県と市町との連携についてです。現在、計画の作成を検討中であつたり、今後取組もうとしている市町に対して、県は立地適正化計画の作成に資する制度や国の動向に関する情報提供や、勉強会を定期的を開催することにより、引き続き連携を図っていきたいと考えています。

以上で報告事項の説明を終わります。

○塚本会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

(意見・質問等なし)

### 3 閉会

○塚本会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにないようでございますので、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

ここで事務局より御報告がございます。塚本会長は、平成30年3月末の任期満了をもって委員を退任されます。3月までは審議会の予定がございませんので、本審議会が塚本会長の最後の審議会となります。

塚本会長におかれましては、平成22年2月に委員に御就任いただき、委員として8年間、会長として4年間にわたって本県発展の礎となります都市計画の確立に御尽力いただきました。退任されるにあたって、一言お願いいたします。

○塚本会長 では一言御挨拶させていただきます。座って挨拶させていただきます。

今、御紹介にありましたように、平成22年2月に都市計画審議会の委員に加えていただきまして、8年間余り担当させていただきました。平成26年4月から杉恵先生のあとを受けまして、4年間にわたり会長の職を務めさせていただきましたことは身に余る光栄でございます。至らぬ点もあったと存じますが、何とか会長の重責を果たすことができましたのは、委員の皆様及び事務局の皆様の御協力の賜であると考えております。ここに改めて感謝申し上げます。

私は広島大学に着任する以前は、民間の都市計画技術者として、行政都市計画のお手伝いや、都市計画プロジェクトの策定などにかかわっていました。立場を変えて都市計画審議会にかかわらせていただき、改めて都市計画制度について勉強させていただくとともに、都市計画審議会の重要性について認識させていただきました。私が会長を務めさせていただいた期間におきましては、非常に難しい判断を迫られる案件はなかったと記憶しておりますが、本日の審議会で御議論いただきました広島県都市計画運用指針の改正は、今後の

都市計画行政の基本となる非常に重要なテーマであると考えています。次期会長をはじめ委員各位の皆様の多様な視点からの御意見、御議論により、新しい時代に即応した指針を作り上げていただきますよう、期待を申し上げます。

さて、会長の職を離れるにあたり、一つだけお願いがございます。これは主として事務局に対するお願いになります。本日も委員の方々にはちょっと感じていらっしゃったのではないかと思いますけれども、実は8年前に審議会に参加して以来ずっと感じておりましたのが、申し訳ございません、審議会における議案の説明のわかりにくさです。それぞれの案件がどのような経緯、理由でこの審議会の審議の対象になり、都市計画審議会では何を判断することを求められているのかということが、行政担当者の方にとっては自明のことであっても、他分野の委員の方には非常に難しいことである、ということを感じておりました。そのため、私が会長を務めさせていただいてからは、事前に御説明いただいたときに、「できる限り委員の皆様が理解できる資料を作成してください」という形で、お手数をかけながらやらせていただいたことがございます。特に、ここにかかる案件の多くは、制度上の手続きの必要から審議会に上がってくるものですか、もしくは定型的に判断に馴染まないためにここに上がってきている、というようなことでございまして、これは専門家にとっては当たり前のことでございますけれども、部外者の方にとっては、なぜこれが都計審に上がってくるのか、非常に難しい、ということがございます。その辺り、ぜひ、この場が何の議論の場であるかということを知りやすく説明していただいたうえで、各先生方からの専門的な判断をお願いできるような場にしていただければ、ということを感じております。

もう一つだけ言わせていただきますと、私や事務局の方にとっては馴染みのある図面というものが、大半の皆さんにとっては非常にわかりにくいものであるということ、常々、多分、皆さん感じていらっしゃるのではないかと思いますので、出される図面一つとっても、これはどういうことなのかということ、ぜひわかりやすく御説明いただいたうえで、判断いただくことをきちんと御説明いただければ、いろいろな意味で、この場の議論が活性化していくのではないかと考えております。これは蛇足になりましたけれども、ぜひ今後の都市計画審議会として、努力していただければということでございます。

先ほど申し上げましたが、新年度からは新しい会長のもとで、都市計画運用指針の改正等の新たな課題に取り組まれることになると思います。都市計画審議会において、多様な視点から活発な議論が行われ、広島県のこれからの都市政策もしくは魅力ある都市づくりを先導する役割を果たしていただけることを、改めて期待を申し上げます。

最後に、改めて皆様に御礼を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(会場, 拍手)

○事務局 塚本会長, ありがとうございました。

続きまして、県を代表して、都市建築技術審議官、友道より一言御挨拶申し上げます。

○都市建築技術審議官 広島県都市建築技術審議官の友道でございます。塚本会長におかれましては、長い間大変お世話になり、ありがとうございました。

会長には自らの専門的な知識と経験を活かし、審議会の円滑な運営に御尽力いただきましたことに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。特に議案数の減少に伴う常務委員会の廃止や、一般傍聴を認め情報公開を推進するための審議会規程の変更など、県都市計画審議会運営の効率化、透明化の推進に大いに御貢献をいただいたところでございます。また、先ほどは、我々にとりましても大変貴重な御意見をいただき、重ねて御礼を申し上げます。先生の御意見を改めて心にとどめながら、会の事務局として運営にあたっていききたいと思っております。

今後とも、先生におかれましては、本県発展のために、引き続き御指導を賜りますようお願いいたしますとともに、先生の益々の御活躍を祈念し、甚だ簡単ではございますが御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

次回の審議会は7月ごろを予定しておりますが、それまでに部会の立ち上げ、開催等の御連絡も差し上げることになろうかと思っております。追って御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会15:01